

震災後の主な特別措置一覧

2011年6月7日現在

被災者の生活支援	
生活資金	
被災した破産者	手元に400万円を残せるように配慮
家を失った被災者	最大300万円を支給
災害弔慰金	生計維持者が亡くなった場合、自治体に申請すれば最大500万円を給付される
災害障害見舞金	生計維持者が亡くなった場合、自治体に申請すれば最大250万円を給付される
災害援護資金	限度額350万円まで融資(所得制限あり)
住宅再建	
被災者生活再建支援制度	災害で生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給。最大300万円など
災害復興住宅融資	返済期間最長35年の低利の固定金利で融資が受けられる 借入限度額は耐火構造の場合、土地取得資金を含め、3,260万円 (450万円分は金利が異なる)
住宅ローン(住宅金融支援機構)	当初5年間は無利息元金の返済を猶予
住宅ローン(大手銀行)	店頭基準金利から1.4%~1.5%程度金利を引き下げ。借入限度額1億円、期間最長35
リフォームローン	店頭基準金利0.1%~1.5%程度、金利を優遇。借入限度額500万円~1000万円程度、返済期間は最長10~15年程度。
支援施設	公的医療機関、グループホーム、障害者施設などの整備に対する国庫負担を1/2から2/3に引き上げる。
医療・介護	
被災者の医療	保険証なしで受診可能
被災者の医療・介護	自己負担分を国が負担 (住宅全半壊や世帯主の死亡や失業など一定の要件を満たす場合)
その他	
クレジットカードの利用代金	残高不足でも督促しない。被災者が一時的に利用できなくなっても、被災者が申し出れば利用可能になる。
大学、予備校授業料	大学は入学金、授業料を減免(上半期~今年度分)。大手予備校は入学金と寮費、授業料を減免(今年度分)
教育ローン、自動車ローン	店頭基準金利0.5%3.5%程度、金利を優遇。借入限度額300万円~500万円程度、返済期間は最長10年程度。
遺産相続	相続放棄等の手続きの期限を、約5カ月延長して11月30日とする。
中小企業、農林水産事業者向け	
災害復旧貸付	災害で被害を受けた中小企業に復旧資金を融資 3年間、一定範囲で基準金利から0.9%引き下げ
社会保険	
遺族年金/労災の遺族給付	死亡認定について「災害から1年」を「災害から3ヶ月」に短縮
雇用保険	被災事業所に勤務していた人で一定の条件に該当した場合には、実際に離職していなかったり、一時的に離職を余儀なくされて事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付(基本手当)を受給できる。
//	失業給付期間を60日延長
社会保険料	被災の程度に応じて、医療保険料、年金保険料支払い猶予・減免 2011年3月納付分から2012年2月納付分まで1年間を免除。
被災企業	
社会保険料	1) 事業主負担を1年間免除 ① 従業員の半数以上に給与を支払えない ② 給与が数万円程度等大幅カットに該当する場合のみ対象 2) 子ども手当拠出金免除

震災後の主な特別措置一覧

2011年6月7日現在

税制	
住宅ローン減税	震災で損壊した住宅についてもローン減税の対象(所得税、住民税)
贈与税	親から住宅資金の贈与の贈与税減免
雑損控除	2010年分の所得から控除認める 繰越期間も現行の3年から5年に延長 ※確定申告が必要
固定資産税、都市計画税	土地・家屋など免除
揮発油税	ガソリン価格の高騰が続いた場合、トリガー税制の廃止
自動車重量税	被災した自動車の車検の残り期間に応じて還付 自動車を買替えた場合免除、取得税非課税
寄付金	震災関連寄付の控除拡大 国が指定したNPOへ寄付した場合、税額控除
被災した企業	
法人税	過去に納めた法人税額から、大震災による損失額相当分を2年間まで遡って還付 ※地方法人税にも減免措置あり

生命保険	
保険金給付・災害割増特約	地震・津波の場合の免責をを不適用。戸籍謄本など必要な書類が揃わなくても保険金を支払う。病院に入院できなくても入院給付金を支払う。 行方不明者の死亡認定者期間を1年から3ヶ月。
保険料支払猶予	被災により支払いが困難な場合、保険料の払い込みを最大6ヶ月猶予
契約者貸付	100万円まで金利1.5%(12月まで適用)
契約内容照会制度	生命保険協会に加入しているどこの保険会社に問合せしても、個別の契約内容を照会できる制度を、被災者向けに発足
その他	手続きの簡素化、必要書類の省略など

損害保険	
損害基準の共通化	(1)全 損:地震保険の契約金額の100%(時価が限度)
	(2)半 損:地震保険の契約金額の50%(時価の50%が限度)
	(3)一部損:地震保険の契約金額の5%(時価の5%が限度)
保険料支払猶予	被災により支払いが困難な場合、保険料の払い込みを最大6ヶ月猶予
契約内容照会制度	損害保険協会に加入しているどこの保険会社に問合せしても、個別の契約内容を照会できる制度を被災者向けに、被災者向けに発足
契約手続きの猶予	自賠責以外の自動車、火災、傷害保険など2011年9月まで
	自賠責保険の延長期限は地域により異なるが、最終は2011年6月11日まで

URL

株式会社 FPウィム fpwim.com
株式会社 WINKS winks.biz